

基本的考え方

1. 計画改定の趣旨

（第1章1: p.1）

動物愛護管理法及び国が示す基本指針の改正を機に、これまでの取組状況を踏まえて、動物愛護や終生飼養についての県民の意識向上を図り、犬・猫の殺処分ゼロを目指すため、計画の見直しを行う。

2. 計画の期間

（第1章4: p.1）

令和3～12年度の10年間とし、5年後を目途に見直しを行う。
※鹿児島県全域を対象とする。

施策推進のための数値目標

（第4章第1節: p.26）

事項	R12年度 目標
犬・猫の譲渡率	70%以上
犬・猫の殺処分頭数 (うち譲渡適の犬・猫)	350頭以下 (0頭)
動物愛護教室等の 延べ参加者数	3,000人以上

up

事項	R元年度 実績
犬・猫の譲渡率	45.2%
犬・猫の殺処分頭数 (うち譲渡適の犬・猫)	1,074頭 (379頭)
動物愛護教室等の 延べ参加者数	3,155人

現状と課題

（第2章: p.3～14, 第3章: p.15～25）

- ・犬・猫の保護・引取り頭数が2,000頭を超える状況
- ・飼い主のいない猫の引取り頭数が比較的多く横ばいの状況
- ・飼養や譲渡が困難な子猫の引取りの割合が高い
- ・改正動物愛護法による犬・猫販売時のマイクロチップ装着の義務化や動物の適正飼養のための規制強化、遺棄・虐待等に対する罰則強化

（第4章第2節: p.27）

【数値目標の達成に向けた取組】

- 犬・猫の保護・引取り頭数を減少させる。
- 返還・譲渡頭数（率）を増加させる。

↓
殺処分頭数の減少

基本的な方針と講ずべき施策等

（第3章: p.15～25）

方針1 動物愛護思想の普及の推進

（1）動物の愛護及び管理の普及啓発

- ・ホームページやSNSを利用した普及啓発
- ・動物愛護教室等の充実

方針3 県民と動物の安全確保

（1）災害対策

- ・市町村や関係団体等との情報共有と協力体制の整備
- ・災害時に備えて準備すべき点について周知

方針4 関係者間の協働関係の構築

（1）人材育成

- ・模範的飼養者の育成
- ・関係団体や動物愛護推進員の育成と活動支援
- ・動物愛護管理行政担当者の専門的な知識及び技術習得

（2）調査研究の推進

- ・動物の愛護及び管理に関する科学的知見等の情報収集

方針2 適正飼養等の推進

（1）適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保

- ・警察等と連携した遺棄及び虐待の防止
- ・動物愛護センターを拠点としたしつけ方教室等の開催

（2）犬・猫の保護及び引取り頭数を減少させるための取組

- ・飼養者に対する終生飼養の更なる啓発、指導
- ・不妊去勢手術、屋内飼養の重要性の啓発
- ・地域猫活動への理解促進と支援

（3）返還・譲渡の推進

- ・マイクロチップや迷子札の普及促進（所有者明示）
- ・SNSやホームページを活用した譲渡情報の発信
- ・犬猫の受け入れが可能な動物愛護団体との協働の推進
- ・ミルクボランティアの支援

（4）動物による危害防止と周辺環境の保全

- ・狂犬病予防注射の徹底及び動物由来感染症予防の啓発
- ・咬傷事故等発生防止のための適正飼養の啓発及び指導
- ・多頭飼育者に対する指導と福祉部局等との連携の強化

（5）動物取扱業の適正化

- ・新たな規制の周知と動物取扱責任者研修会等の開催

（6）産業動物等の適正な取扱いの推進

- ・関係部局と連携した普及啓発

計画の目標：「人と動物の共生する地域社会の実現」